

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 }
無線工学 24問 } 3時間

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述のうち、総務大臣が基地局の免許の申請を審査する際に、審査する事項に該当しないものはどれか。電波法(第7条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事設計が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合すること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 4 総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

[2] 次の記述は、固定局の再免許の申請の期間について述べたものである。無線局免許手続規則(第17条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 固定局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 A を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が B 以内である固定局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ② 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた固定局については、①の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B
1	3箇月以上6箇月	3年
2	3箇月以上6箇月	1年
3	1箇月以上3箇月	1年
4	1箇月以上3箇月	3年

[3] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第25条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気(高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。)を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	300ボルト	3メートル	取扱者
2	350ボルト	2.5メートル	取扱者
3	350ボルト	3メートル	無線従事者
4	300ボルト	2.5メートル	無線従事者

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
G 7 D	角度変調で位相変調	<input type="text" value="A"/>	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
F 2 C	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="B"/>
J 3 E	<input type="text" value="C"/>	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A	B	C
1 デジタル信号である2以上のチャネルのもの	ファクシミリ	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯
2 デジタル信号である2以上のチャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）	振幅変調で低減搬送波による単側波帯
3 アナログ信号である2以上のチャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯
4 アナログ信号である2以上のチャネルのもの	ファクシミリ	振幅変調で低減搬送波による単側波帯

[5] 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、施設してはならない（注）ものはどれか。電波法（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人、登録人又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を 無線設備の に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

A	B
1 選任するときは、あらかじめ	操作の監督
2 選任するときは、あらかじめ	技術操作の管理
3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	技術操作の管理
4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作の監督

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務^(注)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	受信を不可能とするような混信	遭難通信
2 放送の受信を目的とする受信設備	受信を不可能とするような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信

[8] 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力を低下して電波を発射しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

[9] 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の B 前までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者^(注)（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、無線従事者の資格等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 C することができる。

注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 総務省令で定める時期ごとに	1箇月	省略
2 総務省令で定める時期ごとに	3箇月	一部を省略
3 毎年1回	3箇月	一部を省略
4 毎年1回	1箇月	省略

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A においては、人命の救助、災害の救援、 B の確保又は秩序の維持のために必要な通信を C に行わせることができる。

② 総務大臣が①の規定により C に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

	A	B	C
1	発生した場合	交通通信	電気通信事業者
2	発生し、又は発生するおそれがある場合	電力の供給	電気通信事業者
3	発生し、又は発生するおそれがある場合	交通通信	無線局
4	発生した場合	電力の供給	無線局

[11] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

	A	B	C
1	混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2	混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
3	電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数
4	電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力

[12] 基地局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 3 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 通信室内の見やすい箇所